

「協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業」

検証結果報告書

(平成 27 年 5 月)

明石市

目次

1	モデル事業の概要	(1)
(1)	趣旨／概要	(1)
①	(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例の検討	(1)
②	地域の現状	(3)
③	「協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業」開始の背景／趣旨	(3)
④	「協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業」の概要	(4)
(2)	各校区の実践概要	(5)
①	松が丘小学校区 (松が丘校区まちづくり協議会)	(6)
②	江井島小学校区 (江井島コミュニティ推進協議会)	(8)
③	魚住小学校区 (住みよい住みたい魚住まちづくり協議会)	(10)
2	検証の視点	(12)
3	地域の状況	(14)
(1)	民主性について	(14)
(2)	開放性について	(18)
(3)	透明性について	(20)
(4)	計画性について	(22)
4	モデル事業における実践と成果	(24)
(1)	民主性について	(26)
(2)	開放性について	(31)
(3)	透明性について	(33)
(4)	計画性について	(37)
5	中間支援組織の役割に対する評価	(45)
6	まとめ	(48)
(1)	中間まとめの内容と実情について	(48)
(2)	中間まとめの内容を実践する上での課題について	(48)
①	モデル校区以外への展開	(48)
②	運営の継続性を図る仕組みの提供	(48)
③	モデル校区の現レベルの維持・発展の方法	(49)

1 モデル事業の概要

(1) 趣旨／概要

① (仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例の検討

当市では、「市民主体のまちづくり」を進めるための基本原則を定めた「明石市自治基本条例」を平成 22 年 4 月に施行しました。この「明石市自治基本条例」の中で、協働のまちづくりを推進していく事を明文化しています。協働のまちづくりの推進に関して記載している内容は以下のとおりです。

■「明石市自治基本条例」に定められる「協働のまちづくりの推進」に係る内容

(協働のまちづくりにおける市長等の責務)

第 16 条 市長等は、市民と共に協働の仕組みづくりに取り組むものとする。

2 市長等は、まちづくりのための基盤整備を図るとともに、市民との円滑な連携を図るため、市民活動への支援を行うものとする。

3 市長等は、協働に関して職員の意識を高めるものとする。

(地域コミュニティ)

第 17 条 市民は、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織（以下「協働のまちづくり推進組織」という。）を設立し、地域コミュニティとして協働のまちづくりを推進する。

2 協働のまちづくり推進組織が担うまちづくりの基本的な単位は、小学校区とする。

⇒小学校区単位で協働のまちづくり推進組織を設立し、地域課題に総合的に対応する。

(協働のまちづくり推進組織)

第 18 条 協働のまちづくり推進組織は、民主的で開かれた運営を行い、地域での組織づくり及び活動に当たっては、地縁による団体その他各種団体間の連携、協力を努めるものとする。

2 協働のまちづくり推進組織は、地域での課題解決に向け、地域で意見を集約し、合意形成を図った上で、まちづくりに関する協働の提案を市長等に対して行うことができる。

3 市長等は、協働のまちづくり推進組織からまちづくりに関する協働の提案が行われた場合には、協議の上、真摯に検討し、対応しなければならない。

⇒協働のまちづくり推進組織は、民主的な運営を行い、各種団体が連携・協力して活動する。

(協働のまちづくりの拠点)

第 19 条 小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点として位置付け、市民と市、市民同士が地域等の情報を共有する場又は地域自らが地域のまちづくりを考え実践する場、市民と市が協働するための場等まちづくりの場とする。

⇒協働のまちづくりの拠点は、小学校区コミュニティ・センターとする。

(条例に基づく協働のまちづくりの推進)

第 20 条 協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項については、別に条例で定める。

「明石市自治基本条例」に定められる協働のまちづくりを推進する仕組みを、より具体的に定めるため、平成23年2月より、(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例の検討を進めています。

平成24年11月にとりまとめられた「(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例 中間まとめ」では、協働のまちづくり推進組織を地域の多岐にわたる課題に総合的に対応できる組織であり、小学校区のまちづくりで中心的な役割を担うものと位置付け、以下のような特徴を持った組織であるとしています。

■協働のまちづくり推進組織の特徴

網羅性をもった運営	● 地縁型団体やテーマ型団体など様々な団体や個人が参加し、横断的に連携・協力して活動する組織。
公平性をもった運営	● 組織に参画する団体や個人だけでなく、地域住民全般にサービスを提供する組織。
民主性をもった運営	● 組織への参加や意思決定が民主的な手続きで行われ、それらの方法が公表されている組織。
透明性をもった運営	● 事業計画や会計情報などの活動・運営情報を公開している組織。
開放性をもった運営	● 一定の要件を満たせば、個人、団体問わずに誰もが活動や運営に参加できる組織。
計画性をもった運営	● 計画を策定する能力をもった組織。 ● まちづくり計画書を策定し、それに則ったまちづくりを進める組織。

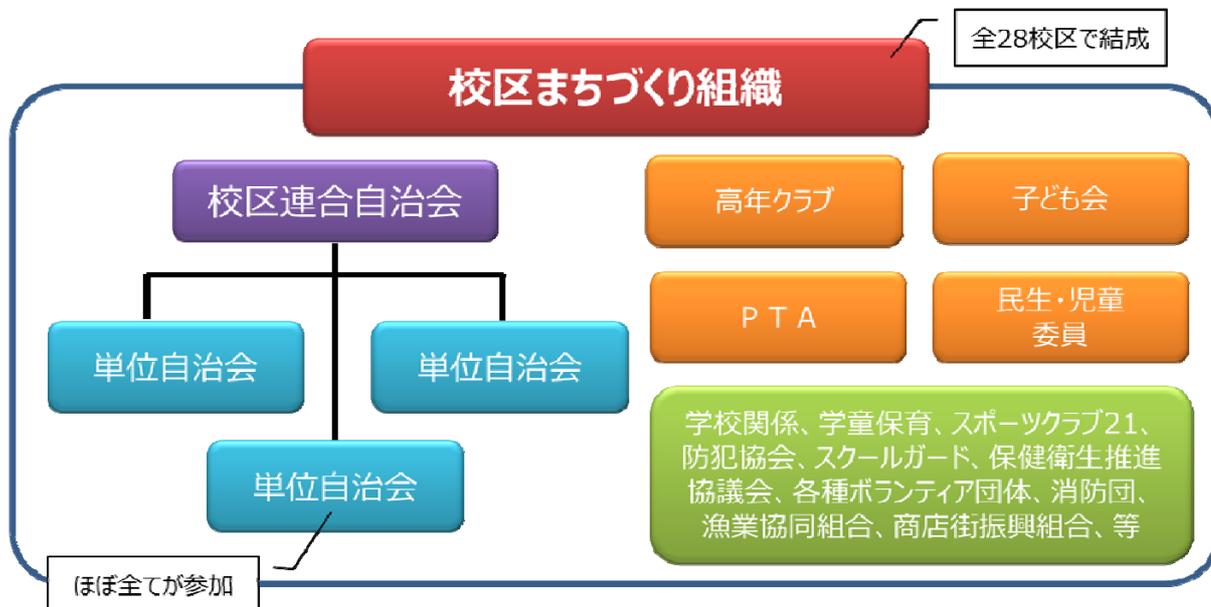
「(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例 中間まとめ」より



②地域の現状

平成 27 年 3 月末現在、自治会・町内会を中心に、PTA や高年クラブなど地域の各種団体が加入・連携する「校区まちづくり組織」が 28 小学校区全てで組織化されています。

校区まちづくり組織：自治会を中心に各種団体が連携・協力する組織



このように、地域には各種団体や個人が加入・連携し、小学校区単位でまちづくりを進める「校区まちづくり組織」があります。

しかしながら、これらの「校区まちづくり組織」の全てが「協働のまちづくり推進組織の特徴」を満たしているとは言えないと考えています。

多くの「校区まちづくり組織」が中長期のまちづくり計画書を策定できていません。また、「校区まちづくり組織」に加入できるのは、各種団体の長に限定されているなど、加入を希望しても認められないルールになっている組織も多くなっています。

また、運営情報の公開や広報活動が不十分であったり、組織の意思決定が限られた人たちによって行われているという場面も相応に存在すると認識しています。

つまり、「校区まちづくり組織」がイコール「協働のまちづくり推進組織」とは言えないのが実態と考えています。

③「協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業」開始の背景／趣旨

（仮称）明石市協働のまちづくり推進条例では、「協働のまちづくり推進組織の特徴」を満たす組織に対し、地域課題に優先的に予算配分できる「地域交付金」を交付することを定めようとしています。

「地域交付金」を受けた組織は、それを原資に「地域の多岐にわたる課題に総合的に対応」していくこととなります。つまり、「協働のまちづくり推進組織」は、現在の「校区まちづくり組織」よ

りも、より公共性の高い活動や運営を担っていくことが求められます。

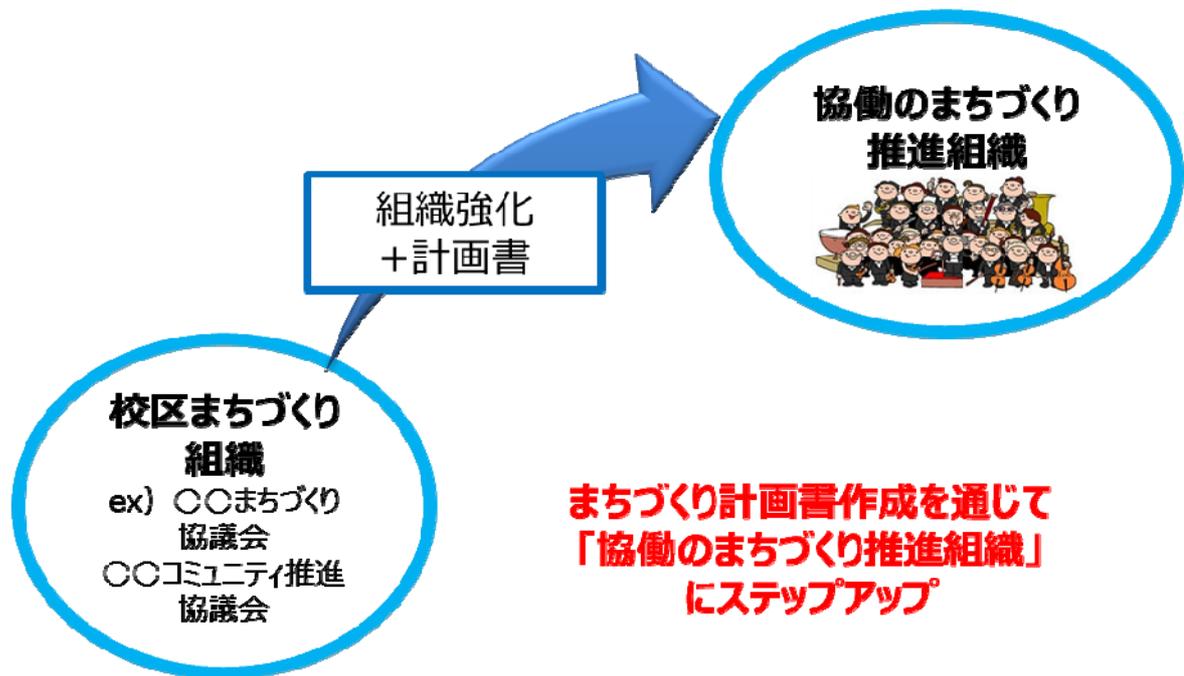
現在の「校区まちづくり組織」が公共性を高めるために必要な要素が「協働のまちづくり推進組織の特徴」に記載している内容であり、その中でも、民主性、開放性、透明性、計画性をもった運営を行っていくという点が現在の「校区まちづくり組織」に足りない点であると考えています。

このようなことから、「校区まちづくり組織」が民主性、開放性、透明性、計画性をもった運営を行うことで、「協働のまちづくり推進組織」にステップアップを図ることを目的に、「協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業」を開始することとしました。

また、(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例で規定しようとする内容が、地域における普段のまちづくりの取組みとかい離しないよう、「協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業」での取組み状況を踏まえながら、条例の検討内容を精査していくこともモデル事業実施の目的の一つとなっています。

④「協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業」の概要

「校区まちづくり組織」が中長期(3年~10年)スパンのまちづくり計画書を策定する過程で、民主性、透明性、開放性、計画性をもった運営を意識し、実践しながら「協働のまちづくり推進組織」にステップアップを図る事業です。



(2) 各校区の取組み概要

モデル事業では、各校区がまちづくり計画書づくりの様々なステップで民主性、開放性、透明性、計画性という要素を取り込むことで「地域みんなの計画書」を策定することを目指しました。

各校区とも概ね以下のような手順でモデル事業に取り組みました。

■各校区の取組み手順

- ① 役員会等で事業の方向性等を検討・決定
- ② 役割分担するために、事業を主に検討するプロジェクトチームで検討し役員会に図る体制を構築
- ③ 地域の現状を既存のデータやアンケート調査を実施して調査
- ④ 取組みのすべてを校区住民に紹介する広報体制を構築
- ⑤ 全住民の参加を募って、校区について話し合い、ビジョンを作成
- ⑥ 全住民の参加を募って、ビジョンに近づくための取組みを検討
- ⑦ 多くの住民の参加により、組織体制を部会制に変更
- ⑧ 部会ごとに分野別の目標や具体的な事業等を検討
- ⑨ プロジェクトチームで全ての検討内容を計画書にとりまとめ
- ⑩ 計画書の内容を主に組織のメンバーに周知
- ⑪ これら全ての取組みを校区住民に広報紙で周知

これらの取組みにおいて、校区住民に取組みの経過・結果を周知（透明性）しつつ、誰でも検討に参加できる状態で広く校区住民の参画を得ながら（開放性）、多くの人で活発に議論し（民主性）、適切に役割分担しながら（計画性）、まちづくり計画書を作成しました。

上記の取組みが行えたことで、全ての校区において事業の趣旨に沿った取組みが行えたものと考えます。

ただし、若干の課題もありました。モデル校区においては、27年度に以下の点を補強する取組みを行うとともに、今後、同様の取組みをモデル校区以外に展開していくにあたって、注意していく必要があると考えます。市として以下のような事象が生じないようにしっかりと支援していく必要があると考えます。

■モデル事業の課題

- ① 事業当初、どのように進めるのか、かなり迷いながら事業を進めた。
- ② 広く校区住民で意見交換を行う手続きが少ないケースがあった。
- ③ 計画書の完成段階で住民から意見を貰うステップが取れなかった。
- ④ 計画書の最終内容の周知がモデル事業期間内に終了しなかった。
- ⑤ 計画書の内容で事業詳細や実施時期などの記載にまでいたらなかった。

①松が丘小学校区（松が丘校区まちづくり協議会）

ステップ	内容	各校区の取り組み	事業の進め方
STEP1 地域の現状・ 課題の把握	進め方の 検討	<p>◆<u>松が丘のまちづくりを考える会の開催</u></p> <p>✓ 校区まちづくり組織の理事・協力員が、モデル事業の進め方や組織課題について議論</p>	<p>計画性 事前に事業の進め方について議論し決定</p> <p>民主性 方向性をみんなで活発に意見を出し合って決定</p>
	推進体制の 構築	<p>◆<u>プロジェクトチームの発足</u></p> <p>✓ モデル事業の推進にあたり、理事・協力員からメンバーを募って「プロジェクトチーム」を発足</p> <p>✓ モデル事業に係る企画を「プロジェクトチーム」で作成し、役員会に諮って進めていく体制を構築</p>	<p>計画性 組織的に役割分担できる体制を構築</p> <p>開放性 一部の人で計画書づくりを進めるのではなく、構成メンバー全てから募集</p>
	ビジョン・計画づくりに向けた調査等	<p>◆<u>校区の年齢別人口推移の調査</u></p> <p>◆<u>既存のアンケート調査の収集と整理</u></p> <p>◆<u>校区まちづくり組織構成団体の総会資料の収集と組織体制等の分析</u></p>	—
	広報	<p>◆<u>広報紙のリニューアル</u></p> <p>✓ モデル事業の取り組みや意見交換会の開催予告等を周知</p>	<p>透明性 自治会員以外の住民も含めて広報紙を配布</p> <p>開放性 計画書づくりに誰でも参加できるように参加者を募った</p>

STEP2 ビジョン づくり	ビジョンの検討	<p>◆松が丘みんなでつくる未来会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 住民参加のもとに意見交換会を開催し、校区の現状や将来への思いを共有 ✓ まちづくりビジョンの検討・決定 	<p>開放性 広く校区住民に参加を募って、多くの参加者で議論</p> <p>民主性 みんなで活発に意見を出し合って議論</p>
	広報	<p>◆広報紙の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ これまでの取り組みとまちづくりビジョンを周知 	<p>透明性 自治会員以外の住民も含めて広報紙を配布</p>
STEP3 計画づくり	計画の検討	<p>◆松が丘みんなでつくる未来会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 校区内の全住民・団体に参加を呼びかけ、ビジョンに近づくために必要な取り組みを検討 ✓ 分野ごとの目標や具体的事業を検討するために、実際に取り組むための体制（部会制）を構築 ✓ 部会ごとに分野別目標や具体的事業を検討 ✓ プロジェクトチームで、部会ごとの検討をとりまとめ、計画書を作成 	<p>開放性 広く校区住民に参加を募って、多くの参加者で議論</p> <p>民主性 みんなで活発に意見を出し合って議論</p> <p>計画性 部会制で組織的に役割分担できる体制を構築 部会ごとに分かれて目標や事業を検討</p>
	広報	<p>◆広報紙の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 取り組み過程等を周知 <p>◆計画書概要版の作成・説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 計画書の概要版を作成して多くの住民に配布予定 ✓ 校区まちづくり組織メンバーに計画書内容の説明会を実施 	<p>透明性 自治会員以外の住民も含めて広報紙を配布</p> <p>計画書の内容を広く周知できるように概要版を作成</p> <p>作成に携わった組織のメンバーに計画書の内容を周知</p>

②江井島小学校区（江井島コミュニティ推進協議会）

ステップ	内容	各校区の取り組み	事業の進め方
STEP1 地域の現状・ 課題の把握	進め方の 検討	<p>◆<u>役員会の開催</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 校区まちづくり組織の役員会において、モデル事業の進め方や組織課題について議論 	<p>計画性 事前に事業の進め方について議論し決定</p> <p>民主性 方向性をみんなで活発に意見を出し合って決定</p>
	推進体制の 構築	<p>◆<u>プロジェクトチームの発足</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ モデル事業の推進にあたり、公募でメンバーを募って「まちづくりプロジェクト会議」を発足 ✓ モデル事業に係る企画を「プロジェクト会議」で作成し、役員会に諮って進めていく体制を構築 	<p>計画性 組織的に役割分担できる体制を構築</p> <p>開放性 一部の人で計画書づくりを進めるのではなく、住民から公募</p>
	ビジョン・計画づくりに向けた調査等	<p>◆<u>アンケート調査の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 住民にとっての地域課題を把握するため、自治会加入世帯以外も含む住民アンケートを実施 ✓ より多くの人の参加を呼びかけ、アンケートの配布、回収、集計作業を実施 ✓ 構成団体を中心にアンケート結果の説明会を開催 	<p>計画性 多くの人で役割分担しながら集計作業等を実施</p> <p>開放性 より多くの人の意見を取り入れるため、自治会加入者意外からも意見を聴取</p> <p>透明性 構成団体にアンケート結果を公開</p>
	広報	<p>◆<u>広報紙を発行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ モデル事業の取り組みやアンケートの集計結果等を周知 	<p>透明性 校区住民に広報紙を配布</p> <p>計画性 複数人で役割分担しながら広報紙を作成</p>

STEP2 ビジョン づくり	ビジョンの検討	<p>◆まちづくりプロジェクト会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ アンケート結果を踏まえ、まちづくりビジョンを検討 ✓ まちづくりビジョンの検討・決定 	<p>開放性 住民公募メンバーで構成された組織で検討</p> <p>民主性 みんなで活発に意見を出し合って議論</p>
	広報	<p>◆広報紙の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ これまでの取り組みとまちづくりビジョンを周知これまでの取り組みとまちづくりビジョンを周知 	<p>透明性 校区住民に広報紙を配布</p> <p>計画性 複数人で役割分担しながら広報紙を作成</p>
STEP3 計画づくり	計画の検討	<p>◆まちづくりプロジェクト会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 委員全員により、ビジョンに近づくために必要な取り組みを検討 ✓ 分野ごとの目標や具体的事業を検討するために、実際に取り組むための体制（部会制）を構築 ✓ 部会ごとに分野別目標や具体的事業を検討 ✓ まちづくりプロジェクト会議メンバーで部会ごとの検討をとりまとめ、計画書を作成 	<p>開放性 組織全員に参加を募って議論</p> <p>民主性 みんなで活発に意見を出し合って議論</p> <p>計画性 部会制で組織的に役割分担できる体制を構築 部会ごとに分かれて目標や事業を検討</p>
	広報	<p>◆広報紙の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 取り組み過程等を周知 	<p>透明性 校区住民に広報紙を配布</p>

③魚住小学校区（住みよい住みたい魚住まちづくり協議会）

ステップ	内容	各校区の取り組み	事業の進め方
STEP1 地域の現状・ 課題の把握	進め方の 検討	<p>◆<u>役員会の開催</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 校区まちづくり組織の役員等が、組織課題の抽出、組織強化に向けた方法、進め方等を議論 	<p>計画性 事前に事業の進め方について議論し決定</p> <p>民主性 方向性をみんなで活発に意見を出し合って決定</p>
	推進体制の 構築	<p>◆<u>検討チームの発足</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ モデル事業の推進にあたり、主に役員の中からメンバーを募って「検討チーム」を発足 ✓ モデル事業に係る企画を「検討チーム」で作成し、役員会に諮って進めていく体制を構築 	<p>計画性 組織的に役割分担できる体制を構築</p> <p>開放性 一部の人で計画書づくりを進めるのではなく、構成メンバー等から募集</p>
	ビジョン・計画づくりに向けた調査等	<p>◆<u>単位自治会の総会資料の集約と組織体制等の分析</u></p> <p>◆<u>アンケート調査の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域課題や住民のまちづくり意識を把握するため、主に自治会加入世帯を対象にした住民アンケートを実施 ✓ より多くの人の参加を呼びかけ、アンケートの配布、回収、集計作業を実施 	<p>計画性 多くの人で役割分担しながら集計作業等を実施</p> <p>開放性 より多くの人の意見を取り入れるため、組織構成員以外からも意見を聴取</p>
	広報	<p>◆<u>広報紙の発行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ モデル事業の取り組みやアンケートの集計結果等を周知 	<p>透明性 校区住民に広報紙を配布</p> <p>計画性 複数人で役割分担しながら広報紙を作成</p>

STEP2 ビジョン づくり	ビジョンの検討	<p>◆<u>魚住小学校区のこれからを 考える座談会の開催</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 全住民に参加を呼びかけて座談会を開催し、アンケート結果をもとに、校区の魅力と課題を共有 ✓ まちづくりビジョンの検討・決定 	<p>開放性 広く校区住民に参加を募って、多くの参加者で議論</p> <p>民主性 みんなで活発に意見を出し合って議論</p>
	広報	<p>◆<u>広報紙の発行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ これまでの取り組みとまちづくりビジョンを周知 	<p>透明性 これまでの取り組みとまちづくりビジョンを周知</p>
STEP3 計画づくり	計画の検討	<p>◆<u>魚住小学校区のこれからを 考える座談会の開催</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 校区内の全住民・団体に参加を呼びかけ、ビジョンに近づくために必要な取り組みを検討 <p>◆<u>推進組織体制を考える会議の開催</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 分野ごとの目標や具体的事業を検討するために、実際に取り組むための体制（部会制）を構築（規約変更も話し合い） ✓ 部会ごとに分野別目標などを検討 ✓ 検討チームで、部会ごとの検討をとりまとめ、計画書を作成 	<p>開放性 広く校区住民に参加を募って、多くの参加者で議論</p> <p>民主性 みんなで活発に意見を出し合って議論</p> <p>計画性 部会制で組織的に役割分担できる体制を構築 部会ごとに分かれて目標等を検討</p>
	広報	<p>◆<u>広報紙の発行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 取り組み過程等を周知 <p>◆<u>説明会の開催</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 校区まちづくり組織メンバー等に計画書内容の説明会を実施し、意見交換 	<p>透明性 校区住民に広報紙を配布 校区まちづくり組織のメンバー等に計画書の内容を周知</p>

2 検証の視点

(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例の中間まとめの内容を踏まえて、その内容が具体的にどのような事を指すのか、小学校区を代表する公共性の高い組織としてあるべき姿を以下のように設定しました。

「目指すべきイメージ」について、地域の実態がどのようになっているのかをモデル事業で調査し、それらをイメージに近づけるためにどのように働きかけたのか、その結果どのように変化したのかを記録することで、条文の内容が実現可能なのか、そのために必要な支援内容はどのようなものなのか、その支援内容の実施をどのような形で実現していくのかを、当報告書で明らかにしたいと考えます。

なお、校区まちづくり組織にとっての大きな課題は「担い手不足」であると考えています。

モデル事業の取り組みを通じて、以下の民主性、開放性、透明性、計画性のそれぞれの内容をクリアすることで、「担い手不足」の問題が少しでも解決できるのか、という点についても検証したいと考えます。

■民主性

○中間まとめの内容

「参加の方法や意思決定の方法が明確であり、公表され、それを実施するために具体的な手段が講じられているなど民主的な手続きをもって運営される組織であること。」

○中間まとめの内容を踏まえた目指すべきイメージ

- ① 意思決定を行う仕組みや方法が規約などで定められ、公表されている。
- ② 意思決定は協議を行った上で行われる。

■開放性

○中間まとめの内容

「一定の条件を満たすならば公開された手続を経て、どのような人、団体であっても、活動が限定されず組織に参画することができるといった開放性を持った組織であること。」

○中間まとめの内容を踏まえた目指すべきイメージ

- ① 意思決定の過程にも誰もが参加できる仕組みになっている。(団体の長だけでなく、個人でも組織への参画が可能に)

■ 透明性

○ 中間まとめの内容

「事業計画書や予算書の公開など情報公開、容易に組織の意思決定過程へ参加することができるなど透明性を持った運営ができる組織であること。」

○ 中間まとめの内容を踏まえた目指すべきイメージ

- ① 意思決定に至る過程が記録され公開されている。(会議結果の公開、など)
- ② 事業計画書や予算書、事業報告書や決算書、会計処理状況など運営に関する情報を広く公開している。

■ 計画性

○ 中間まとめの内容

「組織として計画を作成する能力を持っていること。」

○ 中間まとめの内容を踏まえた目指すべきイメージ

- ① 中長期(3年から10年程度)のまちづくり計画書を策定し、まちづくりに取り組む。(毎年度の事業計画も策定し、事業の見直しも実施されている)
- ② さまざまな取組みにおいて事前に内容、スケジュール、予算、役割分担が話し合われ決定されている。また、その体制や仕組みが整っている。(部会制の構築など)

3 地域の状況

実際にモデル事業取組み 3 小学校区に入っていく中で、組織として以下のような状況にあると感じました。以下のような状況は、校区により濃淡はありますが、モデル事業取組み校区以外にもほぼ共通する内容であると考えています。

(1) 民主性について

民主性の状況についてのまとめ

モデル事業開始当初においては、「①意思決定を行う仕組みや方法が規約で定められ公表されている」という点よりも、「②意思決定は協議を行った上で行われる」という点において課題を抱える傾向が強く感じられました。

■民主性①

目指すべきイメージ	①意思決定を行う仕組みや方法が規約などで定められ、公表されている。
↓	
地域の状況	意思決定を行う方法（過半数以上など）は規約に定められているが、仕組み（各種会議の所掌事項）は定めていない校区がある。

松が丘校区では、理事会に諮るものや運営に関する比較的軽易な事項について役員会で協議、決定し、理事会で役員会から付議された内容などを決定し、重要事項は総会で決定する仕組みとなっています。決定の方法は出席者の過半数となっており、これらの意思決定を行う仕組み（役員会、理事会、総会の所掌）や方法（過半数以上）が規約で定められています。

◇事例（松が丘校区まちづくり協議会 規約より）

（会議の種別等）

第 1 2 条 本会の会議は次に掲げるものとし、会長がこれを招集する。

- (1) 理事会
- (2) 役員会
- (3) 理事総会

（理事会の構成、所掌事務等）

第 1 3 条 理事会は第 5 条に掲げる理事でもって構成する。

・・・

3 理事会は、次に掲げる事項の協議、決定等を行う。

- (1) 役員会から付議された事項
- (2) ・・・

4 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、会長が決定することとする。

(役員会の構成、所掌事項等)

第14条 役員会は第6条に掲げる役員で構成し、過半数以上の出席者をもって成立する。

2 役員会は、次に掲げる事項の協議、決定等を行う。

(1) 理事会又は理事総会に報告すべき事項及び諮るべき事項

(2) 前号に係るものを除く本会の運営に関する比較的軽易な事項

(3)

. . . .

(理事総会の種別、所掌事項等)

第15条 理事総会（以下「総会」という。）は、定期理事総会（以下「定期総会」という。）及び臨時理事総会（以下「臨時総会」という。）とし、第5条に掲げる理事で構成し、過半数以上の出席者をもって成立する。

. . . .

3 定期総会は、毎年度の当初に開催し、活動報告、収支決算及び監査報告、活動計画及び収支予算、規約の改廃等の重要事項について審議、承認又は議決を行う。

. . . .

5 総会の議決は、第1項の出席者の過半数をもって決定する。この場合において、可否同数のときは、議長が決定することとする。

. . . .

江井島校区では、会議の種類は規約に記載されていますが、それぞれの所掌事項が定められていません。しかしながら、意思決定を行う方法（過半数以上）は規約で定められています。

◇事例（江井島コミュニティ推進協議会 規約より）

(会議)

第9条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会 年1回以上開催するものとし、会長が招集する。

(2) 例会 年数回開催するものとし、会長が招集する。

(3) 役員会 第5条第1項の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

(会議の成立と議決)

第10条 会議は、過半数の出席（代理出席、委任状を含む）をもって成立する。

2 議決は、出席者の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は、会長が決定する。

魚住校区においても、会議の種類は規約に記載されていますが、それぞれの所掌事項が定められていません。しかしながら、意思決定を行う方法（過半数以上）は規約で定められています。

◇事例（住みよい住みたい魚住まちづくり協議会 規約より）

(会議)	
第9条 本会の運営は次の会議により決定する。	
①総会	定期総会（年1回）と臨時総会とし、会長が招集する。
②役員会	第5条第1項の役員をもって構成し、必要のつど会長が招集する。
(2) 会議は、過半数以上（代理を含む）の出席をもって成立する。	
(3) 議決は、出席者の過半数以上をもって決定する。賛否同数の場合は会長が決定する。	

■民主性②

目指すべきイメージ	②意思決定は協議を行った上で行われる。
↓	
地域の状況	議題が多く報告するだけの会議になり議論できない、意見が出しやすい雰囲気がない、次第や議事録などの資料が十分ではない、といったことから議論が充分にはできていない状況にある。

松が丘校区が、モデル事業取組み当初に行った組織に関する意見交換会において、会議に関する意見として主に以下のものが挙げられました。

その内容は、議題が多く意見を言う時間がない、限られた人しか発言する機会がない、といったものとなっています。また、議事録が無いので内容がわかりにくいという意見も挙げられていました。

◇事例（松が丘校区まちづくり協議会「第1回これからの松が丘校区のまちを考える会」意見 H25.7.18）

<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の人しか発言できていない。 ● 役員以外の出席者が発言する機会がない。 ● 議題が多く、意見交換があまりできていない。 ● 報告・協議事項が多すぎる。 ● 会議の議事録がない。 	など
--	----

魚住校区が、モデル事業取組み当初に行った組織に関する意見交換会において、会議に関する意見として主に以下のものが挙げられました。

やはり、会議の空気感から意見を出しにくい、議題が多くて一方的な報告会議になってしまうなど、議論ができにくい状況にあることが窺える意見が出されました。

(2) 開放性について

開放性の状況についてのまとめ

モデル事業当初では、校区まちづくり組織への個人の参加を認めていても、規約で明確にそれを表現できていないケースや、各種団体の長しか参加できないという規約になっているケースがみられました。

規約で個人参加を明確に表現できている場合においても、多くの個人参加を得られていないケースが見られました。

■ 開放性

目指すべきイメージ	意思決定の過程にも誰もが参加できる仕組みになっている。(団体の長だけでなく、個人でも組織への参画が可能に)
↓	
地域の状況	組織への個人参画を明確に規定する規約になっていないケースが多い。組織への個人参画を認める規約になっている場合でも、実態として多くの参画を得られている状態ではない。

松が丘校区では、承認のハードルはあるが、各種団体の長以外にも個人も参加できる規約となっており、ある程度の開放性が規約で担保されています。

しかしながら、モデル事業取組み当初に行った組織に関する意見交換会において、関わる人が増えないので、特定の人への負担が重なったり、新たな取り組みが生まれにくいという意見が出ました。

つまり、規約上は個人参加を認めていても、多くの参画を得られていない状況となっていました。承認のハードルが高い事や、団体自体の PR、個人参加が可能である事の PR などが足りないことがその要因と考えられます。

◇事例（松が丘校区まちづくり協議会 規約より）

(構成団体等)

第3条 本会は、校区に属する次に掲げる各種団体等をもって構成する。

- (1) 自治会、町内会、これらに属する団体およびこれらの連合体（以下「自治会等」という。）
- (2) 交通安全、防犯、防火・防災、環境、福祉、青少年の健全育成、社会教育などの地域活動を行う団体
- (3) 地域の文化・スポーツの振興に関する活動を行う団体
- (4) 前3号に掲げる地域活動に関して本会の目的達成に向かって熱意を持って継続して携わることができる者（以下「地域活動者」という。）ただし、地域活動者は、前3号の各種団体の総数の2分の1を超えない範囲において理事会の承認を得るものとし、任期は1年で再任は妨げない。

◇事例（松が丘校区まちづくり協議会「第1回これからの松が丘校区のまちを考える会」意見 H25.7.18）

- 会議の出席者が限られている。
- 特定の人しか活動に従事していない。
- 一部の人に負担が偏っている。
- 役員が固定化されつつある。
- 活動が固定化されつつある。

江井島校区の規約では、構成員は「団体等」という表現としており、団体以外の個人の参加が可能なのかわかりにくい表現になっています。

ただ、実態として別表には、「協議会が推薦する者」ということで、複数の個人参加メンバーが記載されています。

内容として開放性は確保できる規約となっていますが、その参加要件などが明確になっていない点で、個人では参加しにくい内容になっていると考えられます。

◇事例（江井島コミュニティ推進協議会 規約より）

（構成）

第4条 本会は、別表に掲げる団体等をもって構成する。

魚住校区の規約では、「各種団体の代表者」だけしか構成員になれないと明記されており、開放性という面で問題がある内容となっていました。

実態として、モデル事業取組み当初に行った組織に関する意見交換会において、人手不足から特定の人に負担がかかったり、多様な意見が得られにくいという意見が出ていました。

◇事例（住みよい住みたい魚住まちづくり協議会 規約より）

（構成）

第3条 本会は、校区連合自治会を母体として、校区内の各種団体の代表者をもって構成する。

◇事例（住みよい住みたい魚住まちづくり協議会「役員会 座談会」意見 H25.1.30）

- 決まったメンバーに負担がかかっている。
- 住民から意見や考えを吸い上げる機会が少ない。

(3) 透明性について

透明性の状況についてのまとめ

会議内容の記録は実施されていましたが、その内容が公開されていませんでした。
事業計画、予算、事業報告、決算など重要な運営情報の公開は十分ではなく、総会参加者以外に公開されていませんでした。

■透明性①

目指すべきイメージ	①意思決定に至る過程が記録され公開されている。(会議結果の公開、など)
↓	
地域の状況	会議の議事録が作成されていない。議事録を作成していても、校区住民に公開していない。 会議で決定した事項を広報紙などで広報していない。(広報活動は活動の案内や報告に留まる)

各校区とも議事録は作成していましたが、会議メンバーにも配布しない、会議の欠席者だけに配布、会議出席者だけに配布といったように、会議内容に関する情報共有が出来ていない状況でした。

また、会議でどのようなことを検討し、どのような事を決定したのか、その決定に基づいて、次に何をするのか、といった意思決定に至る過程が公開されている状況にはなっていませんでした。

◇事例

松が丘校区まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 議事録若しくはメモ書きを作成し、ファイルにとじて保管していた。 ● これを出席者にも欠席者にも配布はしておらず、内容の公開も行っていなかった。 ● 校区単位の広報紙では、会議の要点を伝えることはなく、イベントの案内や実施した活動の報告を行うに留まっていた。
江井島コミュニティ推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 役員会の議事録をコミセン所長が作成していた。 ● これを欠席者に送付する形で情報共有を図っていた。(出席者には配布しない) ● 議事録は誰でも見られる状態にはなっていなかった。 ● 校区単位の広報紙を発行しておらず、広報紙で会議の要点などを伝えることも出来ていない状況であった。
住みよい住みたい魚住まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 役員会などの議事録をコミセン所長が作成していた。 ● 議事録は会議前にメンバーに配布していた。 ● 議事録は誰でも見られる状態にはなっていなかった。 ● 校区単位の広報紙では、会議の要点を伝えることはなく、イベントの案内や実施した活動の報告を行うに留まっていた。

■透明性②

目指すべきイメージ	②事業計画書や予算書、事業報告書や決算書、会計処理状況など運営に関する情報を広く公開している。
↓	
地域の状況	総会資料で事業計画、予算、事業報告、決算など重要な運営情報は得られるが、総会資料の情報を得られる人が限定される。(校区まちづくり組織の構成員のみ。構成員が各種団体に報告しているのかは不明。) 総会資料など重要な運営情報が広報紙やホームページなどで公開されていない。

事業計画、予算、事業報告、決算など重要な運営情報は総会資料でのみ公表され、総会資料の内容は、広報紙やホームページなどで公表されることもなく、総会参加者だけが得られる状況になっていました。

コミセンに総会資料を設置して、求めがあれば誰でも見られる状態にしている校区もありましたが、そのような状態であることを周知しておらず、重要な運営情報が十分に公開されている状況ではありませんでした。

◇事例

松が丘校区まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画、予算、事業報告、決算など重要な運営情報は総会資料でのみ公開されていた。 ● 参加者だけが情報を得られる状況であり、総会資料を自治会などで閲覧することもなかった。 ● 広報紙にも内容を紹介していなかった。 ● コミセンには総会資料を設置し、求めがあれば誰でも見られる状況にはなっていた。但し、そのようなことが可能であることを周知していなかった。
江井島コミュニティ推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画、予算、事業報告、決算など重要な運営情報は総会資料でのみ公開されていた。 ● 参加者だけが情報を得られる状況であり、総会資料を自治会などで閲覧することもなかった。 ● モデル事業以前は、校区単位の広報紙の発行もなかった。
住みよい住みたい魚住まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画、予算、事業報告、決算など重要な運営情報は総会資料でのみ公開されていた。 ● 総会資料自体の公開は行っていなかった。 ● 校区単位の広報紙にも内容を紹介していなかった。

(4) 計画性について

計画性の状況についてのまとめ

3 校区とも 5 年、10 年といった中長期スパンのまちづくり計画書を作成しておらず、従来からの事業を基本にしながら、それぞれで工夫して事業の内容を変更したり、新たに事業を追加するなどの検討を単年度ベースで実施していました。

また、一部の人が企画し、特定の人たちで役割分担していくケースが多く、一部の人たちに負担が偏ったり、活動が固定化するという問題が生じていました。

■ 計画性①

目指すべきイメージ	①中長期（3年から10年程度）のまちづくり計画書を策定し、まちづくりに取り組む。 （毎年度の事業計画も策定し、事業の見直しも実施されている）
↓	
地域の状況	単年度の事業計画は総会資料にも掲載されているが、中長期スパンで考えた計画書を有していない。

■ 計画性②

目指すべきイメージ	②さまざまな取組みにおいて事前に内容、スケジュール、予算、役割分担が話し合わせ決定されている。また、その体制や仕組みが整っている。（部会制の構築など）
↓	
地域の状況	特定の人がたたき案を作り、役員会で役割を割り振る例が多かった。結果、一部の人に負担がかかる状況となっていた。

主に会長など特定の人が事業のたたき案を作成し、役員会で役割分担を決定する流れになっていました。

その結果、特定の人だけが活動に従事することになったりするなど、一部の人に負担が偏る状況となっていました。

また、特定の人が企画を行うことが多いため、毎年、事業計画と実績が同じになるなど、活動が固定化されてしまうという問題も生じていました。

◇ 事例

松が丘校区まちづくり協議会	● 大きなイベントなどでは、担当の役員がたたき案を作成し、役員会で協議して企画を進めて、理事会でその内容を報告して動員をお願いしていた。
江井島コミュニティ推進協議会	● 大きな事業については、会長など一部の人を中心に大まかな事業計画をつくって、役員会に諮り、役割分担を役員会の中で決定していた。

住みよい住みたい 魚住まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 会長が役割分担を決めて、役員会で動員をお願いしていた。
------------------------	---

◇事例（松が丘校区まちづくり協議会「第1回これからの松が丘校区のまちを考える会」意見 H25.7.18）

<ul style="list-style-type: none"> ● 特定の人しか活動に従事していない。 ● 一部の人に負担が偏っている。 ● 活動が固定化されつつある。 ● 事業計画と実績が毎年同じ。

◇事例（住みよい住みたい魚住まちづくり協議会「役員会 座談会」意見 H25.1.30）

<ul style="list-style-type: none"> ● 決まったメンバーに負担がかかっている。

4 モデル事業における取り組みと成果

取り組みと成果のまとめ

モデル事業取り組み3校区は、民主性、開放性、透明性、計画性という面で抱えていた問題を、モデル事業を通じて、ほぼ解決できたと考えます。つまり、目指すべきイメージに近づいたと考えます。

民主性という面では、会議で一部の人がしか発言できない状況であったのが、活発な意見交換を行えるようになりました。また、意思決定を行う仕組みや方法を規約で明確化した校区も増えました。

開放性という面では、個人参加ができないような規約になっている校区もありましたが、誰でも参加できる規約に変更したり、規約の変更は今後の対応となりますが部会に誰でも参加できるような運用に変更した校区もありました。

透明性という面では、会議などで意思決定に至る過程や状況を公開できていませんでしたが、広報紙でその内容を広く校区住民に周知するようになりました。また、予算や決算など重要な運営情報は総会参加者しか得られませんが、総会資料をコミセンにわかりやすく設置し、誰でも閲覧できるようになりました。

計画性という面では、中長期のまちづくり計画書を策定し、今後はこの内容に基づいて、体系だった形で単年度の事業計画を策定していく流れを作りました。また、会長など特定の人が事業の企画や役割分担案を作成して、動員をかけていたやり方から、組織的に企画し、役割分担できる部会制に移行することで計画的に事業を進めやすい体制を構築しました。

これらのように、条例で規定しようとする内容は、しっかり時間をかけ丁寧に進めることで地域でも取り組んでいくことが可能であると考えられます。

なお、モデル事業に取り組んだ校区まちづくり組織では、モデル事業に取り組むことによって、その構成員を増やすことが出来ました。これがモデル事業の大きな成果となっています。

透明性をもって幅広く校区住民に活動等を周知しながら参加を促し、誰でも活動や運営に参加できるという仕組みに変更することで、新たな構成員を獲得することが出来ました。

また今後は、計画性をもった運営によりしっかり役割分担することで一部の人の負担を減らしたり、民主性をもった運営により誰でも意見を出し合える状況をつくって構成員のやりがいや醸成するなどにより、より長く組織に携わって貰えるという効果も期待できると考えます。

つまり、モデル事業で取り組んだ民主性、開放性、透明性、計画性をもった運営を今後も行っていくことで、校区まちづくり組織の運営上の大きな課題である「担い手不足」を解消することが出来るのではないかと考えます。

◇構成員数（関わる人）の推移

組織名	モデル事業前（24年度）	モデル事業後	
松が丘校区まちづくり協議会	56人（顧問含む）	56人（顧問含む） +延べ21人	延べ人数は、平成27年3月の4部会に参加した新規メンバーの合計値
江井島コミュニティ推進協議会	58人（顧問含む）	58人（顧問含む） +28人	モデル事業後の数値は、平成26年9月部会会議時点の人数
住みよい住みたい魚住まちづくり協議会	18人（顧問含む）	50人	モデル事業後の数値は、平成27年4月末時点のまちづくり応援隊人数

(1) 民主性について

民主性についてのモデル事業の成果のまとめ

総会や理事会、役員会などがどのような役割を果たすのかといった意思決定の仕組み（各種会議の所掌事項）を規約に定めている校区は少なかったのですが、モデル事業を通じて、意思決定の仕組みを定める校区が増えました。

また、議題が多く意見交換ができない、限られた人しか発言できていない、一方的な情報伝達になっている、など意思決定を行う会議で十分な協議が行われているとは言い難い状況となっていました。モデル事業を通じて、次第を報告事項と協議事項を明確に分けて協議時間を設けるなどの工夫により、活発な意見交換を実施できるようになりました。

特に、「②意思決定は協議を行った上で行われる」という面で各校区とも大きな成果がありました。

■ 民主性①

目指すべきイメージ	①意思決定を行う仕組みや方法が規約などで定められ、公表されている。
↓	
地域の状況	意思決定を行う方法（過半数以上など）は規約に定められているが、仕組み（各種会議の所掌事項）は定めていない校区がある。
↓	
モデル事業における 取組みと成果	意思決定の仕組み（各種会議の所掌事項）を規約で明確にしていなかった校区において、見直しが行われた。

全ての校区で「参加者の過半数で決定する」といった意思決定を行う方法を規約に明記していることは確認されましたが、総会や理事会、役員会などがどのような役割を果たすのかといった意思決定の仕組みを規約に定めている校区は1校区だけでした。

モデル事業を通じて、意思決定の仕組みを規約に定める校区が更に1校区増えました。

◇事例（意思決定を行う仕組みや方法についての規約）

組織名	モデル事業前の状況	モデル事業後の状況
松が丘校区まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 意思決定を行う仕組みを規約に明記。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 役員会：理事会に諮るものや運営に関する比較的軽易な事項について協議・決定。 ➢ 理事会：役員会から付議された内容などを決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更なし（既に従前より、意思決定を行う仕組みや方法が規約に定められている）

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 総会：重要事項を決定 ● 意思決定の方法を規約に明記。 ➤ 出席者の過半数。 	
江井島コミュニティ推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 意思決定を行う仕組みを規約に詳細には記載していない。 ➤ 会議の種類は記載されているが、所掌事項が定められていない。 ● 意思決定の方法を規約に明記。 ➤ 出席者の過半数。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更なし（部会制に移行したので、部会の所掌事務などは追記する方向性）
住みよい住みたい魚住まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 意思決定を行う仕組みを規約に詳細には記載していない。 ➤ 会議の種類は記載されているが、所掌事項が定められていない。 ● 意思決定の方法を規約に明記。 ➤ 出席者の過半数。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 意思決定を行う仕組みを規約に明記。 ➤ 総会：まちづくり計画の策定・変更、規約の改廃、事業計画・予算・事業報告・決算、役員選出など重要事項を審議・決定。 ➤ 役員会：総会に付議すべき事項、部会間の情報交換、など運営に関する事項を審議・決定。 ➤ 自治会連絡会：自治会に関する校区内の連絡調整、などを行う。 ➤ 部会：健康・福祉、安全、子ども、自然・環境・歴史の4部会に分かれてその内容に関する取組みを協議・実施する。 ● 意思決定の方法 ➤ 総会：出席者の3分の2以上 ➤ 役員会：出席者の3分の2以上 ➤ 自治会連絡会：出席者の過半数

◇事例（住みよい住みたい魚住まちづくり協議会 新規約案より）

<p>(総会)</p> <p>第10条 総会は、まちづくり応援隊によって構成し、会長が招集する。</p> <p>2 総会は構成員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。</p> <p>3 議決は、<u>出席者の3分の2以上</u>をもって決定する。</p> <p>4</p> <p>. . . .</p>
--

6 総会は、次の事項を審議、承認又は議決を行う。

- (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 規約の改廃に関すること。
- (3) 事業計画・予算、事業報告・決算に関すること。
- (4) 役員の選出に関すること。
- (5) その他、本会の運営に関する重要事項。

(役員会)

第11条 役員会は、総会に次ぐ議決機関であって、会長、副会長、部会長、幹事長、事務局長によって構成し、会長が招集する。

・・・

4 役員会の議決は、出席者の3分の2以上をもって決定する。

5 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 部会間の情報交換及び自治会連絡会との調整、連携に関すること。
- (3) 顧問の設置に関すること。
- (4) その他、本会の運営に関する事項。

(自治会連絡会)

第12条 自治会連絡会は、校区自治会で構成した、校区の連絡調整、協議を行う機関であり、各自治会の会長を幹事とする。

・・・

10 会議の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

(部会)

第13条 第4条に定める事業を行うため、本会に次の部会を置く。

- (1) 健康・福祉部会（住民の健康・福祉に関する活動を行う。）
- (2) 安全部会（住民の安全安心に関する活動等を行う。）
- (3) 子ども部会（子どもの健全な育成に関する活動等を行う。）
- (4) 自然・環境・歴史部会（自然環境の保持と改善向上や歴史・文化の継承に関する活動等を行う。）

・・・

■民主性②

目指すべきイメージ	②意思決定は協議を行った上で行われる。
↓	
地域の状況	議題が多く報告だけの会議になり議論できない、意見が出しやすい雰囲気がない、次第や議事録などの資料が十分ではない、といったことから議論が充分にはできていない状況にある。
↓	
モデル事業における取組みと成果	次第の工夫を行い、報告事項と協議事項を明確に分類し、協議を促進する形にした。 会議の形式をワークショップ形式にするなど意見が出やすい雰囲気づくりを行って協議を促進した。

議題が多く意見交換ができない、限られた人しか発言できていない、一方的な情報伝達になっている、など意思決定を行う会議で十分な協議が行われているとは言い難い状況となっていました。

会議の仕切りの問題と話しやすい雰囲気づくりができていないことが問題と考え、モデル事業を通じて、次第を工夫して報告事項と協議事項を明確に分けて協議時間を設けたり、会議によってはテーブルの配置を変えたり、お菓子を配布するなどの雰囲気づくりを行うことで、活発な意見交換を実施することができました。

◇事例（会議の状況について）

組織名	モデル事業前の状況	モデル事業後の状況
松が丘校区まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の人がしか会議で発言できていない。 ● 会議の議題が多く、意見交換があまりできていない。 ● 会議の議事録がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次第を工夫し、報告事項と協議事項を明確に分けて、協議する時間を取るように変更した。 ● 配布資料に資料番号をふったり、報告事項で伝えたいことをメモ書きした資料を配布することで、報告の説明をスムーズに進めることで、時間を短縮し、協議時間の拡大を図った。 ● 会議によっては、ワークショップ形式で協議することで意見が出やすくする工夫を行った。（モデル事業での未来会議など）
江井島コミュニティ推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● — 	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議によっては、ワークショップ形式で協議することで意見が出やすくする工夫を行った。

<p>住みよい住みたい 魚住まちづくり協 議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 一方的な情報伝達で議論になっていない。 ● 意見等が出しにくい、出にくい、遠慮している。 ● 会議の進行内容に繰り返しが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次第を工夫し、報告事項と協議事項を明確に分けて、協議する時間を取るように変更した。 ● 会議によっては、ワークショップ形式で協議することで意見が出やすくなる工夫を行った。(役員会やモデル事業での座談会など) ● 会長が進行や説明を全て行うのではなく、報告によって担当をかえたり、進行役を会長以外に設定することで、会議で会長以外も発言して良い、という印象を与えるようにした。
-------------------------------------	---	--

(2) 開放性について

開放性についてのモデル事業の成果のまとめ

個人参加を認めない規約を持つ校区があったり、個人参加を認めていても参加のための詳細のルールが規約に定まっていなかったり、参加に制限がある規約になっていました。

モデル事業を通じて、個人参加を認めない規約を持つ校区は、誰もが参加できる規約に変更し、参加のための詳細のルールが規約に定まっていなかったり、参加に制限がある規約になっている校区は誰もが部会に参加できる運用に変更したり、実際に個人参加の人数を拡大するような取り組みを実施しました。

■ 開放性

目指すべきイメージ	意思決定の過程にも誰もが参加できる仕組みになっている。(団体の長だけでなく、個人でも組織への参画が可能に)
↓	
地域の状況	組織への個人参画を明確に規定する規約になっていないケースが多い。組織への個人参画を認める規約になっている場合でも、実態として多くの参画を得られている状態ではない。
↓	
モデル事業における取り組みと成果	誰もが参加できる規約に変更したり、誰でも参加できる運用に変更したり、運用面で個人参加の枠を拡大するなどの取り組みを実施した。

規約上、個人参加が認められている校区が3校区中2校区、うち、参加要件まで定めている規約を持つのが1校区でした。ただ、その校区も数に制限を設けていたり、理事会の承認を得ないといけないという内容になっており、参加のハードルは高くなっていました。

モデル事業を経て、唯一規約で個人参加を認めていなかった魚住校区が、希望すれば誰でも自由に組織の活動に参加できる規約を作成しました。

また、松が丘校区では、規約の変更にはまだ至っていないものの、部会の活動に承認なく、誰もが参加できる運用に変更しました。

江井島校区も規約の大幅な変更にはまだ至っていませんが、部会制への移行に伴って、個人参加メンバーを更に拡大するなど、運用面で開放性を更に高める取り組みを実施しました。

◇事例 (団体構成員に関する規約など)

組織名	モデル事業前の状況	モデル事業後の状況
松が丘校区まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 規約上、個人参加も可能な規約。 ● ただし、参加できる個人会員数は各種団体総数の1/2未満であり、かつ理事会の承認を得る必 	<ul style="list-style-type: none"> ● 規約の変更は行っていない。 ● 部会制により特定の人への負担を軽減するとともに、部会には誰もが参加できる運用(理事、協力員以外

	<p>要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実態としては、組織に係る人が足りず、特定の人への負担が重なったり、新たな取り組みが生まれにくい状況であった。 	<p>でも誰でも部会に参加可能)に変更し、より多くの人が関わられるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● このような運用に基づいた規約への変更を今後予定している。
江井島コミュニティ推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 規約上、構成員は「別表に掲げる団体等をもって構成する。」としている。 ● 実態としては、「協議会が推薦する者」ということで個人の参加も可能となっている。 ● ただし、その参加要件や方法などが規約などで明確にされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 規約の変更は行っていない。 ● 部会制導入にあたって、「協議会が推薦する者」を主にスカウティングで増やした。
住みよい住みたい魚住まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 規約上、構成員は「校区内の各種団体の代表者をもって構成する。」としている。 ● 実態としても、人手不足から特定の人に負担がかかったり多様な意見が得られにくい状況であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 規約の変更を実施。(平成 27 年度総会で正式承認) ● 制約なく個人参加を可能とし、そのだれもが役員になれる可能性があるなど、意思決定にも係われる可能性をもった仕組みとなっている。 ● 規約の概要は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規約上、構成員は住民、各種団体、事業所、ほかとなっており、幅広いものとなっている。 ➢ 上記の構成員のうち目的に賛同するものであれば、誰でも「まちづくり応援隊」になることができる。 ➢ 「まちづくり応援隊」が総会メンバーとなる。 ➢ 部会は「まちづくり応援隊」で構成する。 ➢ 役員は「まちづくり応援隊」の中から、部会等を通じて選ばれる。

(3) 透明性について

透明性についてのモデル事業の成果のまとめ

会議でどのようなことを検討し、どのようなことを決定したのか、その決定に基づいて次に何をするのか、といった意思決定に至る過程や状況が公開されていませんでしたが、モデル事業を通じて、広報紙で意思決定に至る過程や状況を広く校区住民に周知するようになりました。

また、事業計画、予算、事業報告、決算など重要な運営情報は、広報誌などで公開されていなかったもので、基本的には総会参加者しか手に入れることが出来ませんでした。モデル事業を通じて、重要な運営情報が記載された総会資料をコミセンにわかりやすく設置し、誰もが閲覧できる状態になりました。

■透明性①

目指すべきイメージ	①意思決定に至る過程が記録され公開されている。(会議結果の公開、など)
↓	
地域の状況	会議の議事録が作成されていない。議事録を作成していても、校区住民に公開していない。 会議で決定した事項を広報紙などで広報していない。(広報活動は活動の案内や報告に留まる)
↓	
モデル事業における 取り組みと成果	会議での検討内容や今後の検討内容などを広報紙で広く住民に周知するようになった。 議事録をコミセン設置し、誰でも閲覧できる状態にしている校区も出てきた。

モデル事業前は、議事録を作成していても、その内容を会議メンバーにも十分に共有できていなかったり、住民が議事録を確認できる状況にはなっていませんでした。

また、会議でどのようなことを検討し、どのようなことを決定したのか、その決定に基づいて次に何をするのか、といった意思決定に至る過程や状況が公開されていませんでした。

モデル事業では、さまざまな会議の検討内容や今後の検討予定などを広報紙で広く住民に周知しました。各校区ともこの広報紙を通じた校区住民への意思決定過程の周知を今後も続けていく予定としています。

広報紙での周知以外に、江井島校区では、議事録をコミセンにファイル形式でわかりやすく設置し、誰でもいつでも閲覧できる状態を整えるなど、これまでよりもより透明性の高い運営を心がけています。

◇事例（会議内容の記録と公開の状況について）

組織名	モデル事業前の状況	モデル事業後の状況
松が丘校区まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 議事録やメモ書きは作成し、保管していたが、出席者にも欠席者にも配布していなかった。 ● 広報紙などで会議の要点を紹介することはなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 議事録やメモ書きは作成するが、出席者、欠席者ともに共有していない状況は変わっていない。 ● 議事録をコミセンに設置し、見られる状況にもなっていない。 ● モデル事業においては、モデル事業の取り組みに関する会議などの結果や経過、今後の予定などを広報紙に掲載した。
江井島コミュニティ推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 議事録をコミセン所長が作成し、欠席者にのみ情報共有していた。 ● 校区単位の広報紙は未発行だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 役員会の議事録は所長が作成し、部会の議事録は部会員が作成し、欠席者に配布するようになった。 ● また、部会毎や役員会のファイルを作成し、議事録などを綴って、誰もが見られるようにコミセンに設置するようになった。 ● モデル事業の取り組みなどを紹介するため、広報紙の発行を開始し、モデル事業の取り組みに関する会議などの結果や経過、今後の予定などを広報紙に掲載した。
住みよい住みたい魚住まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 議事録をコミセン所長が作成し、会議前にメンバーに配布していた。 ● 広報紙などで会議の要点を紹介することはなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 議事録は事務局が作成することになった。将来的には部会の議事録は部会で作成する方向性で検討している。 ● 議事録は会議メンバー全てに配布している。 ● コミセンへの議事録の設置はない。 ● 新たに発行する校区単位の広報紙で今後も会議の要点を紹介していく予定。

■透明性②

目指すべきイメージ	②事業計画書や予算書、事業報告書や決算書、会計処理状況など運営に関する情報を広く公開している。
↓	
地域の状況	総会資料で事業計画、予算、事業報告、決算など重要な運営情報は得られるが、総会資料の情報を得られる人が限定される。(校区まちづくり組織の構成員のみ。構成員が各種団体で報告しているのかは不明。) 総会資料など重要な運営情報が広報紙やホームページなどで公開されていない。
↓	
モデル事業における取り組みと成果	総会資料の内容を広報紙やホームページに掲載し、広く周知する取り組みは行っていないが、3小学校区とも、総会資料をコミセンに設置し、誰でも閲覧できる状況にすることで透明性を高めた。

事業計画、予算、事業報告、決算など重要な運営情報は、広報誌などで公開されていなかったもので、基本的には総会参加者しか手に入れることが出来ませんでした。これは全ての校区で一致していました。ただし、松が丘校区では、コミセンに総会資料を設置し、求めがあれば閲覧することが可能でしたが、コミセンで見られることが周知されていなかったこと、わかりやすく掲示していなかったこともあり、実態として誰もが閲覧出来る状況にはなっていなかったと考えられます。

モデル事業取り組み後ですが、透明性をもった運営が重要という意識が高まったことから、全ての校区で、コミセンに総会資料をわかりやすく設置し、誰もが閲覧できる状況にすることで、これまでよりも透明性の高い運営を行っています。

◇事例（重要な運営情報の公開状況について）

組織名	モデル事業前の状況	モデル事業後の状況
松が丘校区まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画、予算、事業報告、決算など重要な運営情報は総会資料で明らかになっているが、総会資料は総会参加者しか手に入れることができなかった。 ● 広報紙等で内容を公開していなかった。 ● コミセンに総会資料を設置し、求めがあれば誰もが見られる状況にはなっていたが、閲覧が可能であることを周知していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総会資料は総会参加者しか手に入れない状況に変化はない。 ● 内容の公開は、引き続きコミセン設置で対応していく方向性。ただし、わかりやすく掲示し、誰もが見やすいように務める方向性にある。

<p>江井島コミュニティ 推進協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画、予算、事業報告、決算など重要な運営情報は総会資料で明らかになっているが、総会資料は総会参加者しか手に入れることができなかった。 ● 広報紙もなく、内容を公開することはできなかった。 ● コミセンに総会資料を設置し、閲覧出来る状況にはしていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総会資料は総会参加者しか手に入れられない状況に変化はない。 ● 総会資料をファイリングし、わかりやすく掲示し、誰でも閲覧できるようにした。
<p>住みよい住みたい 魚住まちづくり協 議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画、予算、事業報告、決算など重要な運営情報は総会資料で明らかになっているが、総会資料は総会参加者しか手に入れることができなかった。 ● 広報紙等で内容を公開していなかった。 ● コミセンに総会資料を設置し、閲覧出来る状況にはしていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総会資料は総会参加者しか手に入れられない状況に変化はない。 ● コミセンに総会資料を設置し、誰でも閲覧できるようにした。

(4) 計画性について

透明性についてのモデル事業の成果のまとめ

単年度ベースで事業計画を作成し、事業に取り組んでいましたが、モデル事業を通じて中長期のまちづくり計画書を策定し、今後はこの内容に基づいて、体系だった形で単年度の事業計画を策定していく流れを作りました。

また、会長など特定の人が事業の企画や役割分担案を作成して、動員をかけていたやり方から、モデル事業を通じて、全ての校区でテーマごとに課題の抽出や解決策の検討、事業の企画・実施を継続的に行える部会制を構築しました。今後は部会で話し合っ事前に役割分担しながら、事業を検討・実施していくことになるため、特定の人にかかっていた負担を組織的に軽減することが期待できるようになりました。

■ 計画性①

目指すべきイメージ	①中長期（3年から10年程度）のまちづくり計画書を策定し、まちづくりに取り組む。 （毎年度の事業計画も策定し、事業の見直しも実施されている）
↓	
地域の状況	単年度の事業計画は総会資料にも掲載されているが、中長期スパンで考えた計画書を有していない。
↓	
モデル事業における 取り組みと成果	5年や10年といったスパンのまちづくりのビジョンを示した、まちづくり計画書を策定し、この方向に基づいて、単年度の事業計画を策定していく流れを作った。

これまでは、各校区とも、従来からの事業を基本にしながら、それぞれで工夫して事業の内容を変更したり、新たに事業を追加するなどの検討を単年度ベースで実施していました。一つ一つの事業は、住民の方からの満足を得られるように、校区まちづくり組織の役員を中心に毎年、いろいろな工夫をされてきましたが、それらの事業が、必ずしもビジョンのもとに体系だって検討されたものではなかったと考えられます。

各校区ともモデル事業を通じて、多くの住民の方の参画を得て幅広く意見を聴取しながら、中長期のまちづくり計画書にまちづくりの方向性や取り組む内容を体系だって取りまとめました。モデル事業を終了した27年度は、このまちづくり計画書に基づいてより具体的にどのような事業に取り組んでいくのかを検討しています。

このように各校区とも、中長期スパンのまちづくり計画書を策定することで、その内容に基づいて単年度の事業計画を策定していく流れを作りました。

◇事例（まちづくり計画書の策定について）

組織名	モデル事業前の状況	モデル事業後の状況
<p>松が丘校区まちづくり協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中長期のまちづくり計画書を策定しておらず、従来からの事業をベースに単年度の事業計画を策定していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中長期のまちづくり計画書を策定し、この内容をもとに単年度の事業計画を策定していく流れになった。 ● まちづくり計画書の内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 松が丘校区の概況 ➢ 松が丘校区のまちづくり組織の変遷 ➢ 身近な福祉を考えるアンケート調査 ➢ 松が丘校区魅力と課題 ➢ まちづくり計画策定の取り組み ➢ 基本方針（ビジョン） ➢ 推進体制 ➢ 活動内容（分野別ビジョンと取組む活動） <div data-bbox="970 1120 1449 1926" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div>

<p>江井島コミュニティ 推進協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中長期のまちづくり計画書を策定しておらず、従来からの事業をベースに単年度の事業計画を策定していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中長期のまちづくり計画書を策定し、この内容をもとに単年度の事業計画を策定していく流れになった。 ● まちづくり計画書の内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ はじめに ➤ 江井島の概要 ➤ 江井島の変遷 ➤ まちづくりの経緯 ➤ 現状と課題 ➤ まちづくりの取り組み(計画書策定のステップ紹介) ➤ めざす江井島のすがた(全体ビジョンと分野別ビジョン) ➤ 取り組む体制 ➤ 各部会の取り組み(分野別の取り組み内容) <div data-bbox="1066 1115 1369 1518" data-label="Image"> </div>
----------------------------	---	---

<p>住みよい住みたい 魚住まちづくり協 議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中長期のまちづくり計画書を策定しておらず、従来からの事業をベースに単年度の事業計画を策定していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中長期のまちづくり計画書を策定し、この内容をもとに単年度の事業計画を策定していく流れになった。 ● まちづくり計画書の内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ はじめに ➤ 計画の基本姿勢 ➤ 魚住小学校区の概況 ➤ 住民アンケート報告 ➤ こんなまちになったらいいね ーまちの将来像ー ➤ ビジョン図 ➤ 新しいまちづくりを進めていきます（分野別ビジョン） ➤ まちづくりの方針 ➤ こうやって取り組んでいこう（取組み体制） <div data-bbox="1035 1025 1388 1514" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>魚住まちづくり計画</p> <p>～人と人が交流し 人と自然が共生する いつまでも安心して住み続けたいまち～</p>  <p>2015年 3月 魚住まちづくり協議会</p> </div>
-------------------------------------	---	---

■計画性②

目指すべきイメージ	②さまざまな取組みにおいて事前に内容、スケジュール、予算、役割分担が話し合わせ決定されている。また、その体制や仕組みが整っている。（部会制の構築など）
↓	
地域の状況	特定の人がたたき案を作り、役員会で役割を割り振る例が多かった。結果、一部の人の負担がかかる状況となっていた。
↓	
モデル事業における取組みと成果	各校区とも部会制を導入し、一部の人で検討していた企画や役割分担案を部会で検討する体制になった。結果、一部の人のかかっていた負担を分散することができる体制となった。

これまでは、会長を中心とした特定の人が事業の企画や役割分担案を作成し、役員会で役割を割り振る例が多くなっていました。結果、特定の一部の人に負担が偏ったり、企画内容、活動が固定化されてしまうという問題を抱えていました。

このような問題は組織的に事前に話し合っ事業を企画し役割分担していく仕組みや体制に問題があると考え、その見直しを実施しました。

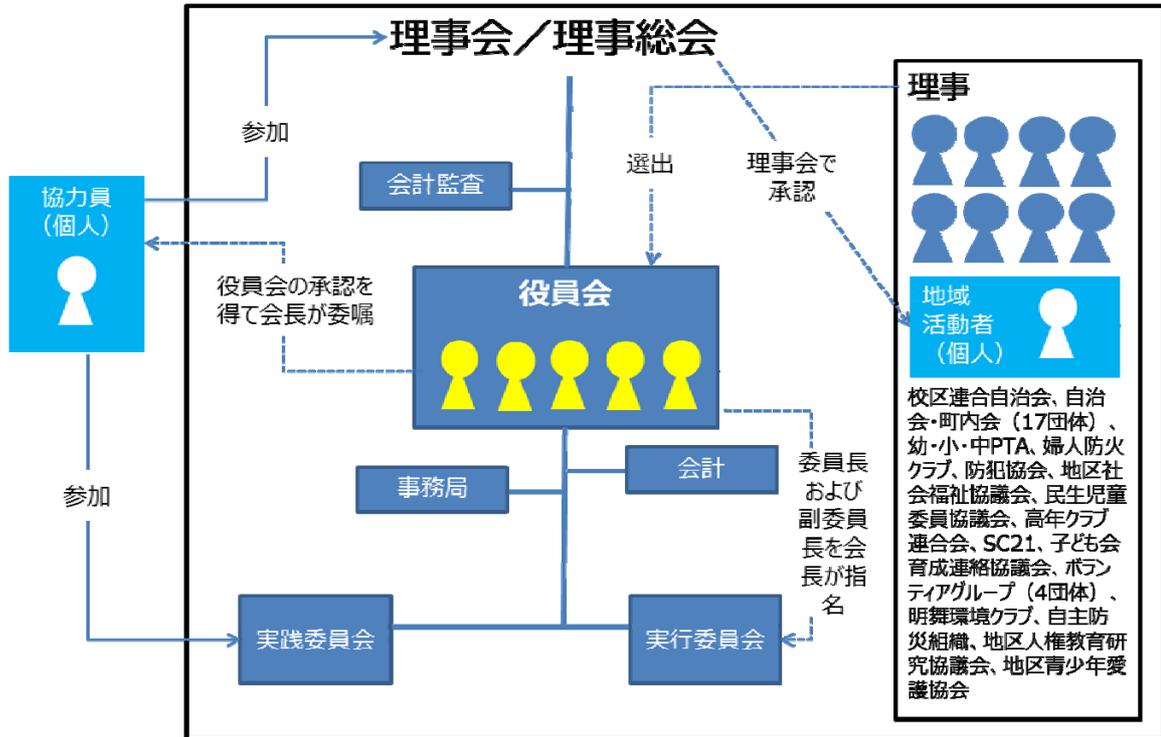
モデル事業を通じて、各イベントごとに結成される実行委員会制ではなく、テーマごとに課題の抽出や解決策の検討、事業の企画・実施を継続的に行える部会制を全ての校区で採用しました。これに伴い、今後は課題の抽出、解決策の検討、事業の企画・実施を主に部会で取り組むことになるため、会長など特定の人への負担を軽減することができる体制が整いました。

◇事例（役割分担について）

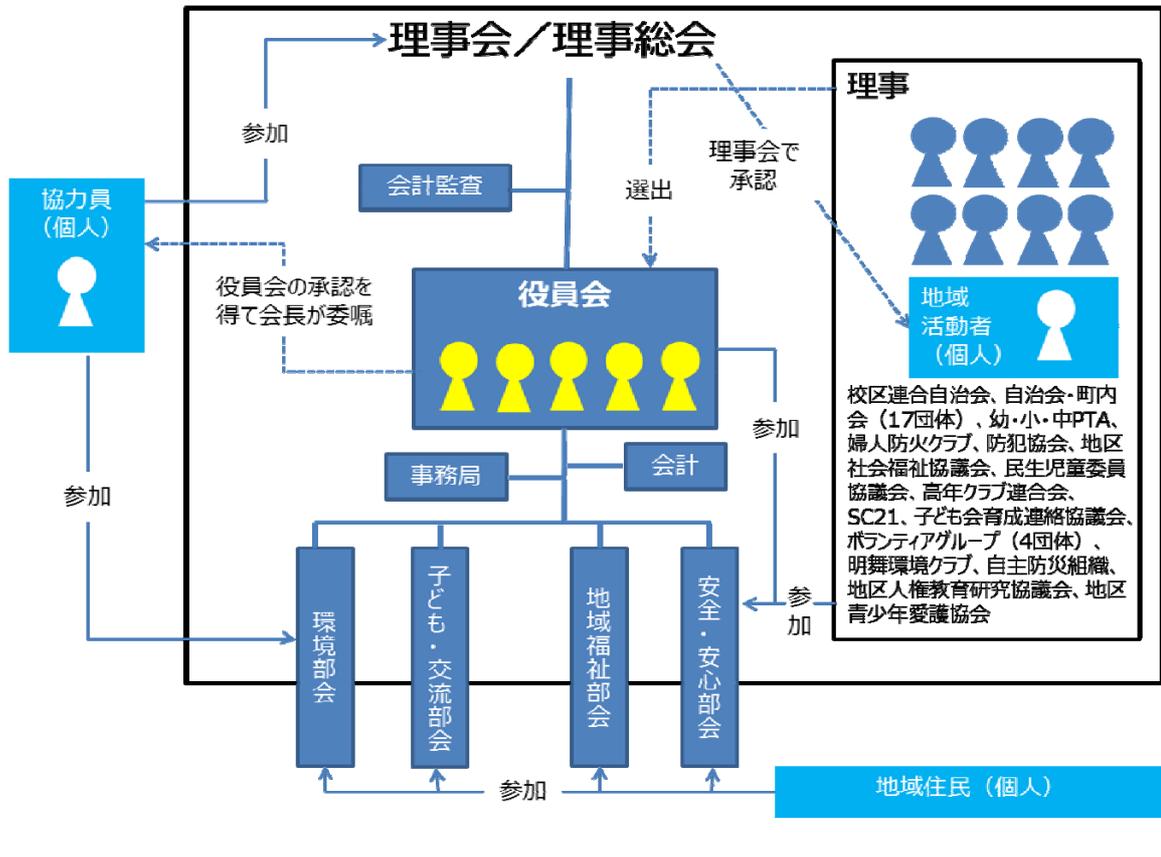
組織名	モデル事業前の状況	モデル事業後の状況
松が丘校区まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> 大きなイベントなどは、担当の役員が叩き案を作成し、役員会で協議して企画を進めて、理事会で報告と動員依頼を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 部会制を導入。 部会で事業の企画や役割分担の叩き案を作成し、役員会に諮って決定。理事会で報告と動員依頼を実施する仕組みに変更した。
江井島コミュニティ推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 大きな事業については、大まかな計画を作って、役員会に諮り、役員会で役割分担の決定と動員依頼を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 部会制を導入。 様々な課題について、部会に割り振って協議し、事業案や役割分担案を作成し、役員会に諮って決定する仕組みに変更した。
住みよい住みたい魚住まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> 会長が役割分担を決定し、役員会で動員依頼を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 部会性を導入。 部会員で事業内容を協議して役割分担を決定し、役員会に諮ったうえで、部会員で事業を実施する仕組みに変更した。

◇事例（松が丘校区まちづくり協議会における組織体制の変化）

○モデル事業前の組織体制

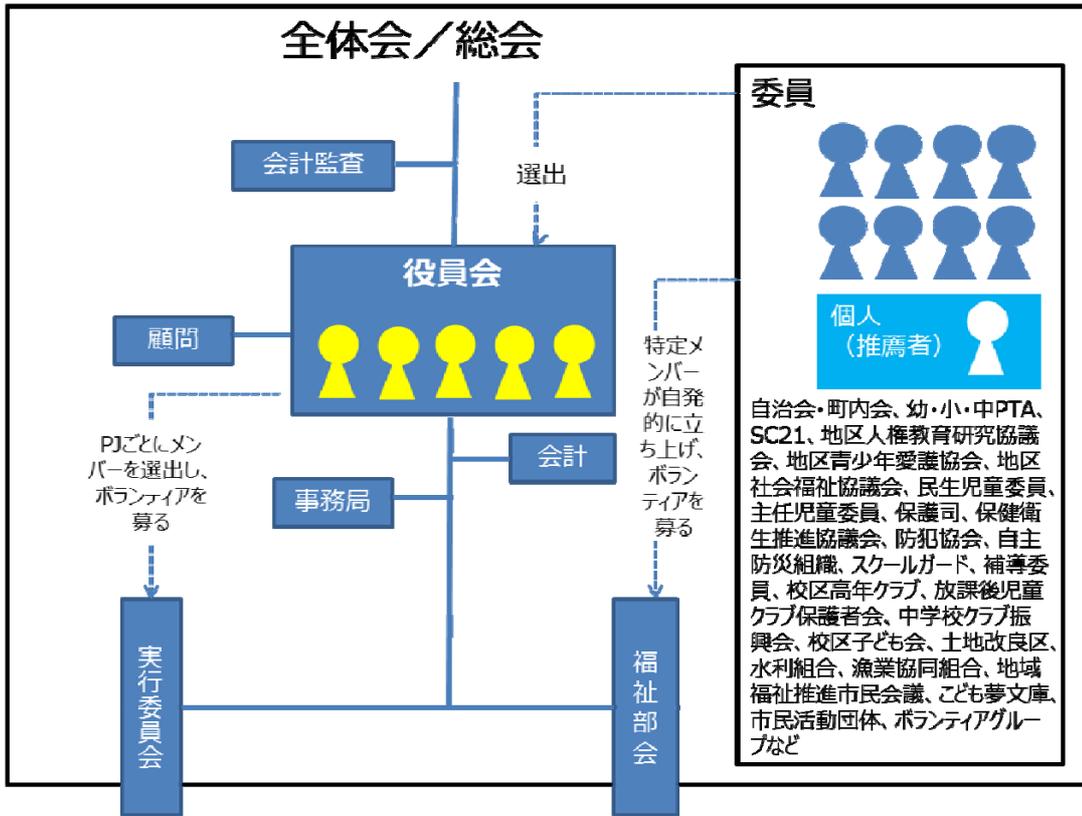


○モデル事業後の組織体制～部会制になり、部会に誰でも参加可能に～

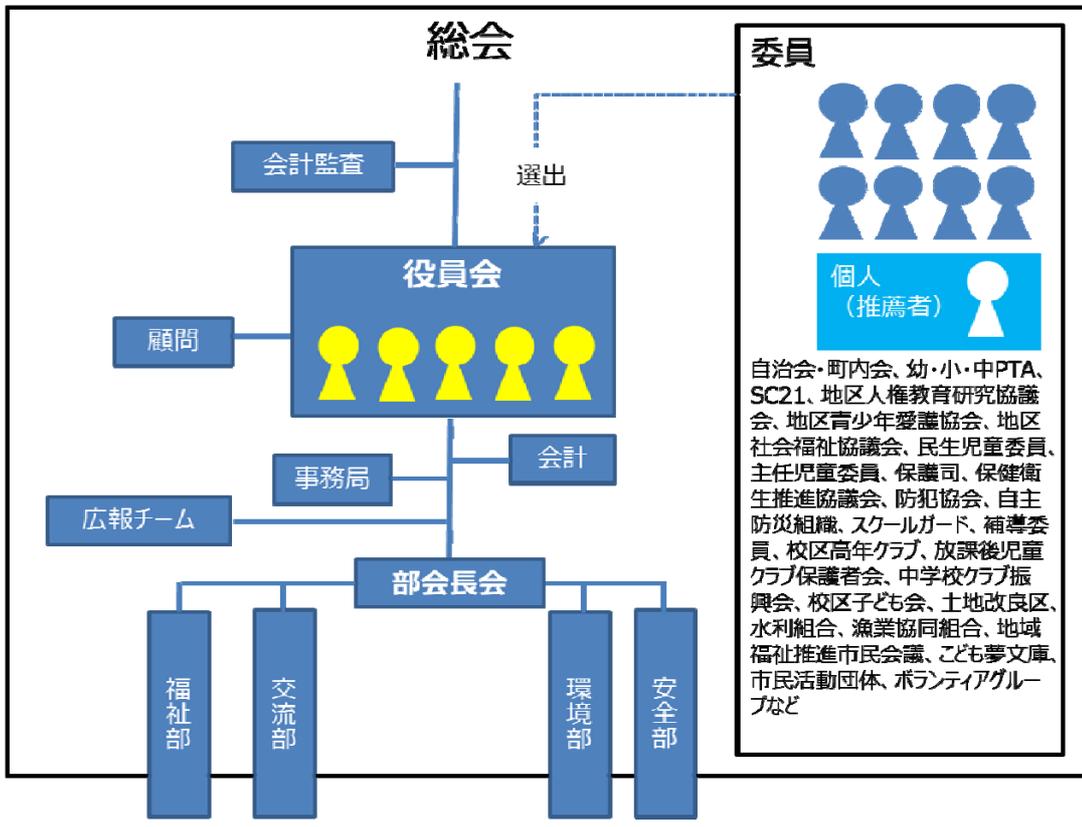


◇事例（江井島コミュニティ推進協議会における組織体制の変化）

○モデル事業前の組織体制

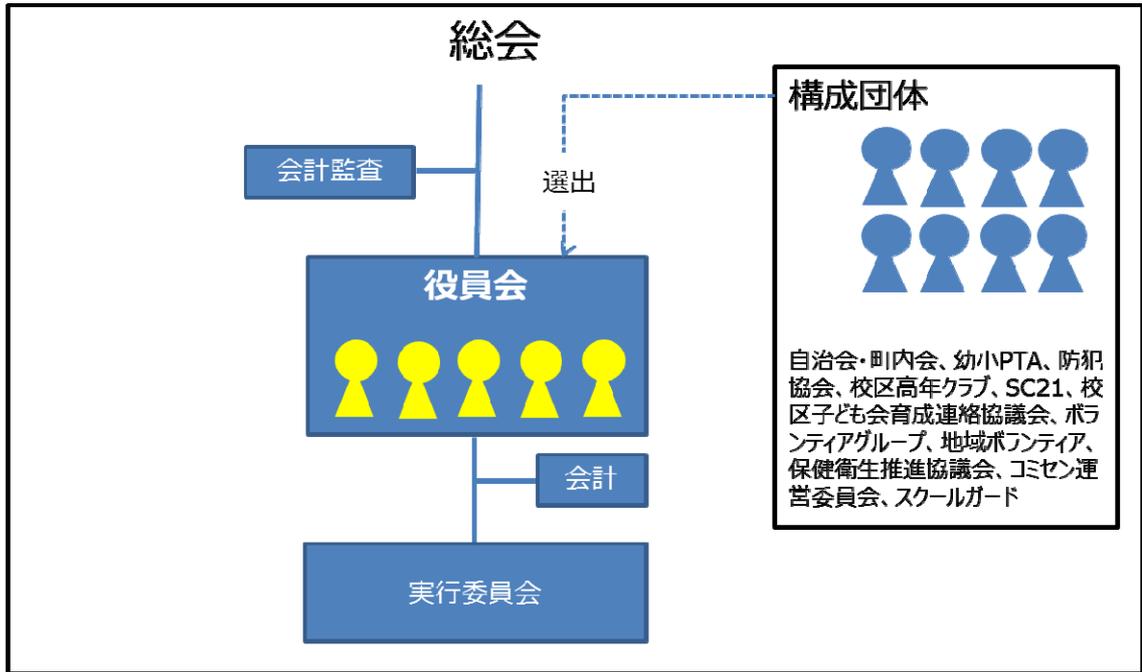


○モデル事業後の組織体制～部会制に移行～

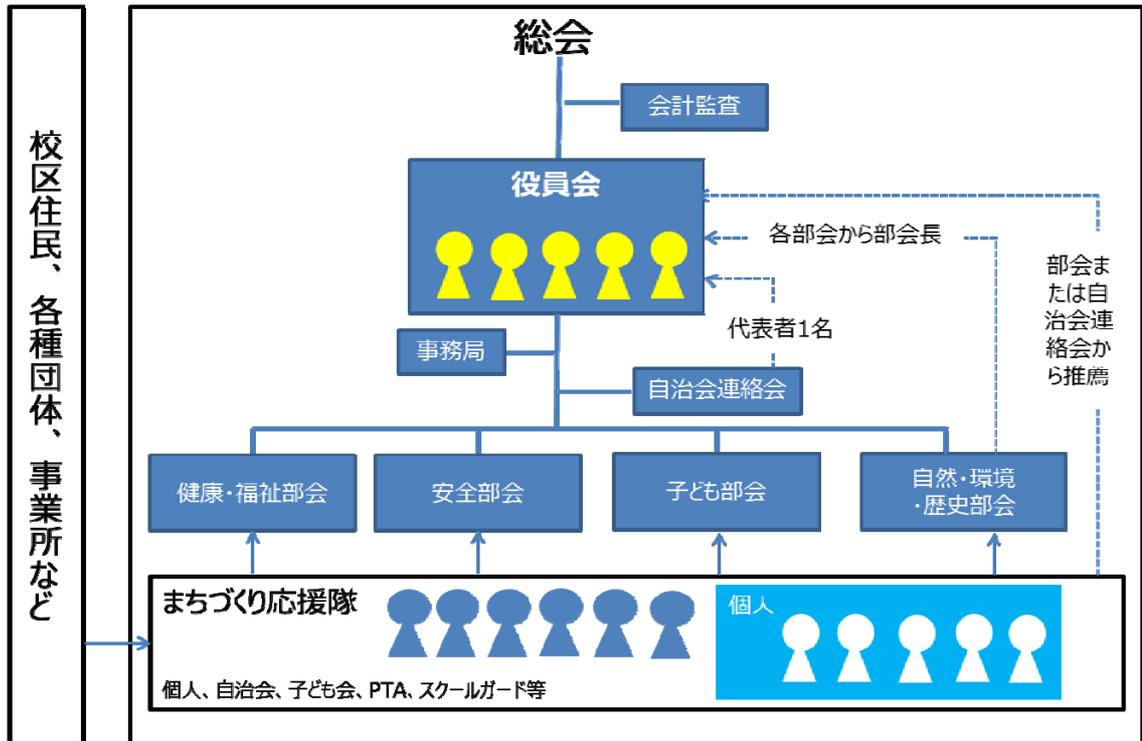


◇事例（住みよい住みたい魚住まちづくり協議会における組織体制の変化）

○モデル事業前の組織体制



○モデル事業後の組織体制～部会制に移行し、誰でも参加できる組織に～



5 中間支援組織の役割に対する評価

「(仮称) 協働のまちづくり推進条例 中間まとめ」では、中間支援組織について、以下のように取りまとめています。

■ 中間支援組織の役割 (「(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例 中間まとめ」より)

○ 中間まとめの内容

- 「中間支援組織は、地縁による団体やテーマ型団体、事業者、行政等のいずれの団体とも寄り添い、どの団体とも共感できるニュートラルな組織としてそれぞれをつなぐ役割を果たす」
- 「中間支援組織は地域活動の活性化を支援することを大きな役割とする」
- 「中間支援組織は、コーディネート機能や交流・活動支援機能、情報共有機能、相談機能、人材育成機能に加えて、調査機能、行政への提案機能などを持つ」

つまり、中間支援組織は、市と地域の団体をつなぐだけのものではなく、コーディネート機能や交流・活動支援機能、情報共有機能(さまざまな団体から情報を収集し、また情報を発信し、情報を基礎に団体間のネットワーク形成やマッチングを行うこと)、相談機能、人材育成機能などをもって地域の団体間をスムーズにつなぎ、地域活動の活性化を図っていく役割を持つと、考えられています。

これらを言いかえると、専門的な情報やアドバイスを提供したり、団体間のマッチング・連携を図ったり、人材を育成することで各種団体の運営をスムーズにさせたり、第三者でないと出来ない提案を地域にも市にも行う役割を有しているという事になると考えられます。

明石市では、明石コミュニティ創造協会を中間支援組織と位置付けて、モデル事業取組み 3 小学校区に対するコーディネート業務として委託しました。

モデル事業の中で、明石コミュニティ創造協会は中間支援組織として、主に以下のような取組みを実施してきました。

■ モデル事業における明石コミュニティ創造協会の取組み (例)

民主性を高める取組み (例)	<ul style="list-style-type: none">● 意思決定を行う仕組みや方法が明記された他自治体の校区まちづくり組織の規約などを参考資料として提供したり、さまざまな事例を踏まえた上での、理想的な規約案を作成し、情報として提供した。(調査機能)● 会議を円滑に進めるため、次第を工夫して、報告事項と協議事項に分けて記載することを提案した。(交流・活動支援機能／相談機能)● 会議時間を短縮するため、資料に通し番号をうつこと、報告事項で伝えたい内容をメモ形式で資料を作成し配布することを提案した。(交流・活動支援機能／相談機能)● ホワイトボードを用いることで会議の内容を可視化し、議論をスムーズにする提案を実施した。(交流・活動支援機能／相談機能)
----------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議の際に机のレイアウトをコの字型から島型に変更することで、意見が出やすくなることをアドバイシ、実践した。(交流・活動支援機能／相談機能) ● ワークショップ形式の会議を実施することで、意見を出しやすく出来ることを実践し、最終的には地域の人材でグループファシリテーションが行えるように人材育成を行った。(交流・活動支援機能／相談機能／人材育成機能) ● など
開放性を高める 取り組み(例)	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰でも組織の意思決定過程に関われるような他自治体の校区まちづくり組織の規約などを参考資料として提供したり、さまざまな事例を踏まえた上での、理想的な規約案を作成し、情報として提供した。(調査機能) ● アンケート調査の集計などの作業に多くの人材を呼ぶことを提案し、関わる人材の拡大を図った。(交流・活動支援機能) ● 住民が多く参加する座談会を開催するように提案し、その取り組みの中で人材の発掘を行った。(交流・活動支援機能) ● など
透明性を高める 取り組み(例)	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙を簡単に作れるようなフォームを提供した。(交流・活動支援機能) ● 広報紙の記事内容はイベントの案内・報告だけではなく、会議の要点なども掲載していく必要性についてアドバイスした。(交流・活動支援機能) ● ワークショップのとりまとめ方法をアドバイスした。(交流・活動支援機能) ● など
計画性を高める 取り組み(例)	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくり計画書の他市事例を紹介することで完成形のイメージを共有する取り組みを実施した。(調査機能) ● 他市や他校区のまちづくり計画書の作成方法などの情報共有を行った。(情報共有機能) ● 組織的に役割分担する仕組みである部会制の導入にあたって、他市事例を紹介することで完成形のイメージを共有する取り組みを実施した。(調査機能) ● など
その他の 取り組み(例)	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート回収や入力・集計方法のアドバイスを実施した。(交流・活動支援機能) ● 校区まちづくり組織の事務局構築にあたって、採用面接の方法、雇用手続き(雇用契約、雇用保険手続きなど)、勤怠管理の方法などをアドバイスした。(交流・活動支援機能／相談機能) ● 市に、協働のまちづくり推進組織を運営するためのマニュアル作成の必要性を提案し、「運営手引」を市と協働で作成した。(行政への提案機能) ● など

モデル事業では、校区まちづくり組織の運営をスムーズにするための専門的なアドバイスを実施しながら、伝えるべきことを伝え、意見交換の中でうまく情報提供を組み込むことで気付きを与えるなど、コーディネーターとしての取り組みがしっかり出来ていたと思われま

す。モデル事業取り組み 3 校区ともまちづくり計画書を作成し、その作成の中で、前述の取り組み以外にも進むべき方向性を示唆するなど、モデル事業取り組み校区を上手くリードし、事業を完結できました。

明石コミュニティ創造協会は中間支援組織として、「(仮称) 協働のまちづくり推進条例 中間まとめ」にまとめられている内容に沿った働きが出来たと考えられます。

「中間支援組織の役割」について条例に反映しようとする内容と実態には、大きなかい離はないと考えられます。

6 まとめ

(1) 中間まとめの内容と実情について

「(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例 中間まとめ」で取りまとめている「協働のまちづくり推進組織の特徴」にある民主性、開放性、透明性、計画性をもった運営を行うことについては、前述のとおり、中間まとめの内容を時間をかけて丁寧に進めれば、地域でも取り組んでいくことが可能であると考えます。また、その取り組みにより、校区まちづくり組織に関わる人が増えたことから、組織の課題解決にも効果的であったと言えるのではないかと考えます。

また、中間支援組織の役割についても、「(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例 中間まとめ」の内容と実際の中間支援組織の地域への支援内容にかい離はありませんでした。

つまり、「(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例 中間まとめ」で今回検証した箇所については、条例検討委員会から頂いた意見を反映できると考えます。

(2) 中間まとめの内容を実践する上での課題について

①モデル校区以外への展開

今後はモデル事業と同様の取り組みを残りの25校区にも拡大していく必要があります。

モデル校区は市内28校区の中でも先進的な取り組みを行ってきた校区です。そのような校区でありながら、モデル事業の取り組みを進めるのに多くの困難がありました。

民主性、開放性、透明性、計画性をもった組織運営を実践しながら、まちづくり計画書を策定する取り組みを支援するため、市では平成27年度より「まちづくり計画書策定補助金」制度を開始しました。

この制度をよりスムーズに展開していくために、市として、計画書づくりのマニュアルや組織強化についてのマニュアルを策定していく必要があると考えます。

どの校区でも同様に事業に取り組めるように、モデル事業の結果を踏まえて、①平成26年度に市と明石コミュニティ創造協会が策定した「協働のまちづくり推進組織 運営手引」をバージョンアップしたり、②市が平成26年度に作成した「まちづくり計画書策定マニュアル」のバージョンアップを図っていく必要があると考えます。

特に②「まちづくり計画書策定マニュアル」については、計画書の内容(例)、計画書策定手順の概要だけでなく、標準的な策定パッケージ(例)も提案していくような形で充実を図っていきたいと考えています。

また内容について、P5に記載の「モデル事業の課題」をクリアする必要があると考えます。

②運営の継続性を図る仕組みの提供

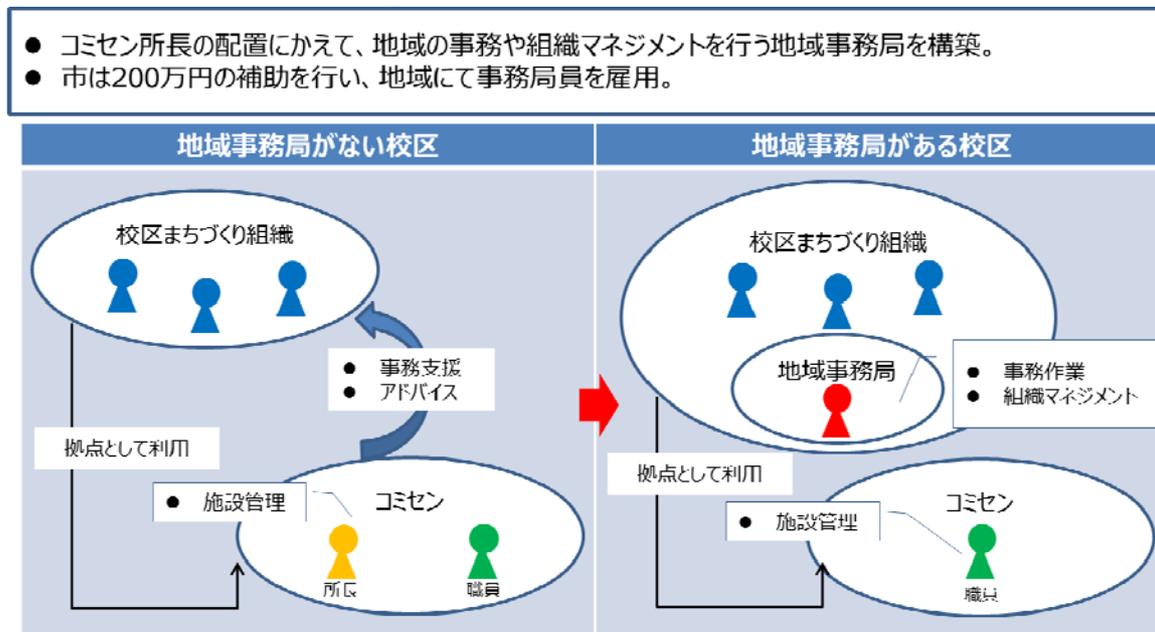
モデル事業の取り組みの中で、2校区においては地域住民を対象としたアンケート調査を実施しました。その際に地域にかなりの事務負担が生じました。また、本来は地域で作成すべき会議の議事録をコミセン所長が作成しているような事例が見受けられました。

更に、会長のリーダーシップに頼った組織運営になっており、会長が交代した際にはまちづくりのレベルが維持していけるのかといった懸念が出てきました。

これらから、無償ボランティアでの事務作業だけでは、モデル事業で求める取り組みに対処する

ことが難しいこと、会長が交代しても同じようなレベルでまちづくりを進めていく仕組みが必要であることから、平成 26 年度より、校区まちづくり組織が事務局員を雇用し、事務局員が校区まちづくり組織の事務やコーディネートを行う取り組みを支援する「地域事務局支援事業補助金」制度を開始しました。

◇「地域事務局支援事業補助金」制度の概要



モデル事業取り組み校区のうち 2 校区がこの事業にも取り組んでおり、事務局機能の強化を図っています。

事業を開始したばかりであり、その効果を検証するにはまだ時間を要しますが、今後は組織の透明性を高めるためにも広報活動の充実や議事録作成など情報開示がより重要になることから、事務局の重要性は更に高まっていくことが予想されます。

市としては、一定期間の後に、事務局の取組みを検証し、より効果的な制度や支援内容になるように見直しを検討していく必要があるのではないかと考えます。

③モデル校区の現レベルの維持・発展の方法

モデル事業に取り組んだ校区では、現在、民主性、開放性、透明性、計画性をもった運営を心掛けてまちづくりに取り組んでいます。この運営の継続を担保する仕組みの一つとして、「地域事務局支援事業補助金」制度を開始しましたが、この仕組みだけでは現在の運営方法を維持し、更に発展させていくことが出来るのか、ということが課題となります。

また、まちづくり計画書も計画期間が終了した後に、再度、多くの人を巻き込んだ見直しを実施して貰えるのか不透明な部分もあります。

このあたりの懸念材料について、今後も同様の運営を維持・発展させていくことを「(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例」の中に規定することで、現在の運営の維持・発展が図られ、このモデル事業の成果として生かされていくものと考えます。

平成 27 年 5 月
明石市 コミュニティ推進部 市民協働推進室

